



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

検 証 申 立 書

2007(平成19)年12月14日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道

ほか39名



頭書事件について、原告らは、下記のとおり、検証の申立をする。

記

1 検証場所

- ① ダムサイト予定地(群馬県吾妻郡長野原町所在)
- ② 二社平ほかダムサイト上流の地滑地及び地滑り危険地(同上)
- ③ ダムサイト直下の断層(同上)
- ④ 吾妻渓谷、特に鹿飛橋周辺(群馬県吾妻郡東吾妻町所在)
- ⑤ 川原湯温泉街及びその代替地(群馬県吾妻郡長野原町所在)
- ⑥ 中和工場(群馬県吾妻郡草津町所在)
- ⑦ 品木ダム(群馬県吾妻郡六合村所在)
- ⑧ 品木ダムの堆積する沈殿物を処分するための最終処分場(同上)
- ⑨ 利根川沿岸(群馬県利根郡みなかみ町月夜野から同県前橋市「昭和大橋」まで)
- ⑩ 八斗島観測地点(群馬県伊勢崎市八斗島町所在)

2 立証趣旨

- ① ダムサイト予定地の地質が脆弱であること。
- ② ハッ場ダムができることにより、ダムサイト上流の多くの箇所で地滑りが発生する危険性が高いこと。
- ③ ダムサイト予定地の地質が脆弱であること。
- ④ ハッ場ダムはダム周辺の良好な景観・自然を破壊することになること及び吾妻川は同ダム予定地付近において、同ダムがなくとも既に自然の洪水調節機能を有していること。
- ⑤ ハッ場ダムが地域住民の生活環境を破壊すること、地域住民に多大な不便を強いること。
- ⑥ 吾妻川には強酸性の水が流入し、ダム本体に対して多大な負荷を与えることになるため、それを中和するために過大な費用・設備を要すること。
- ⑦ 吾妻川に流入する強酸性の水を中和してできる沈殿物を貯留するためだけに過大な設備を要すること。
- ⑧ 品木ダムに堆積する沈殿物を除去しなければ同ダムは埋って使い物にならなくなるので、沈殿物を浚渫し、処分しなければならないが、その処分場の容量がもはや少なくなっていること。
- ⑨ 前橋よりも上流部の利根川には現在も堤防が殆どなく、カスリン台風当時と殆ど変わらないこと。
- ⑩ 八斗島観測地点における利根川の河道の広さ、通常時の水流の状況。また、①及び④、並びに⑨と併せて⑩を見ることにより、ハッ場ダム地点から八斗島地点までの距離、利根川上流部と八斗島地点との水量や川幅の違いなども実見することができる。

3 検証の必要性

ハッ場ダムのダムサイトの脆弱性、地滑りの危険性、ダムの建設によって失われる良好な景観・自然環境を理解するには、実際にダムサイト及びその周辺を足で歩いて現状を確認する必要がある。また、ハッ場ダムの本体を腐食から防禦するために過大な設備を要することを理解するためには、中和工場や品木ダム等の実態を確認する必要がある。

そして、利根川上流部の河道整備状況はカスリン台風当時と殆ど変わっていないことを確認することによって、国土交通省の宣伝が誤りであることを実体験することが重要である。このことによって、如何にわが国の行政の宣伝・主張に根

抛のないことが多いを知るための得難い経験になる。

以上